

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠の国際登録出願（ハーグ出願）をしたところ、「不備の補正を求める通知（Invitation to correct certain irregularities）」が出されました。どのように応答すればよいですか。

国際出願が到着すると、WIPO国際事務局は約1週間で方式審査を開始します。方式上の不備がある場合、「不備の補正を求める通知」を発行し、出願人に補正を求めます。これに対し、出願人は3カ月以内に補正を行う必要があります。しなない場合は出願は放棄されたものとみなされます。応答は「eHague^{*1}」もしくは「Contact Hague^{*2}」から提出いただけます。

1. eHagueでの応答

「eHague」システムで出願した場合は、「eHague」から応答可能です。「eHague Communication」のタブを開くと表示される「Action required」のタブをクリックすると、対応が必要な案件が表示されます。該当案件の右端にある「Reply」ボタンをクリックすると、テキストを入力したり、PDF書類や意匠の複製物の画像をアップロードしたりすることができる応答フォームが現れます。

「Indication of a product」や「Description」などについて応答する場合には、テキスト欄に入力します（なお、コピー＆ペーストではなく、直接入力してください）。一方、宣誓書や

複製物の画像などを用いて応答する場合は、それらをアップロードすることになります。

2. Contact Hagueでの応答

WIPOアカウントでログインすると、「Contact Hague」で書類をアップロードできます。以下の画面のようにプルダウン選択して、応答書類アップロード後、書類名選択欄で「Reply to an Irregularity letter Received from the International Bureau」を選択してください。

3. Observation

「不備の補正を求める通知」のなかに「Observation」という項目が記載される場合があります。これには、審査官の補正提案等が記載され、指定期間内に応答がない場合、記載のとおり

に該当項目が訂正されるものと、職権訂正等の連絡のみを目的としたものがあります。国際登録前に通知されたObservationに対しては、不備の補正と同様の方法で応答できます。

4. おわりに

「不備の補正を求める通知」の内容についてのご質問や、応答内容についてのご相談は、応答前に「Contact Hague」にて担当審査官にお問い合わせください。

※1 <https://www.wipo.int/hague/en/e-filing.html>

※2 <https://www3.wipo.int/contact/en/hague>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】
TEL：03-5532-5027（ハーグ制度）
TEL：03-5532-5030（その他制度等）
URL：wipo.int/japan

Contact Hague

I am:*

an international design registration applicant, holder or representative

User type:*

natural person

※ User typeは法人の場合、legal entityを選択してください

My request concerns:*

request priority documents or submit a form

More specifically:*

submit a reply to an irregularity, official form or other document(s)